

<資料1>

名簿の提出先の考え方について

<事例> A法人が次のような寄附を受けた場合

氏名	住所	寄附金額	寄附金の受領日
B氏	静岡市葵区追手町…	(注1) 1,000	令和7年1月1日
C氏	静岡市葵区常磐町…	100,000	令和7年3月10日
D氏	浜松市中央区中央…	20,000	令和7年5月15日
E氏	浜松市天竜区二俣町鹿島…	30,000	令和7年7月20日
F氏	沼津市高島本町…	40,000	令和7年9月25日
G氏	熱海市中央町…	50,000	令和7年11月30日
H氏	東京都品川区北品川 (注2)	100,000	令和7年12月31日
I氏	三島市北田町…	30,000	令和8年1月15日(注3)



◎A法人が作成する名簿及び提出先は以下のとおりとなります。

(いずれも「市（町）民税担当課あて」で結構です。)

*個人県民税の控除作業は各市町が行うため、県への名簿提出は不要です。

①静岡市役所

氏名	住所	寄附金額	寄附金の受領日
B氏	静岡市葵区追手町…	1,000	令和7年1月1日
C氏	静岡市葵区常磐町…	100,000	令和7年3月10日

②浜松市役所

氏名	住所	寄附金額	寄附金の受領日
D氏	浜松市中央区中央…	20,000	令和7年5月15日
E氏	浜松市天竜区二俣町鹿島…	30,000	令和7年7月20日

③沼津市役所

氏名	住所	寄附金額	寄附金の受領日
F氏	沼津市高島本町…	40,000	令和7年9月25日

④熱海市役所

氏名	住所	寄附金額	寄附金の受領日
G氏	熱海市中央町…	50,000	令和7年11月30日

(注1) B氏がA法人以外の法人にも寄附している場合、B氏の寄附金合計額が2,000円を超えることで税額控除が受けられる場合もあります。このため、寄附金額が2,000円未満の場合も名簿に記載願います。

(注2) H氏の住所が東京都（県外）のため、（上記事例の場合）東京都府又は品川区役所から別途依頼の無い限り、H氏の名簿を東京都等に提出する必要はありません。（他道府県に住所がある場合も同様）

(注3) I氏からの寄附金の受領日が令和8年1月1日以降であるため、翌年の名簿に記載願います。